

一般社団法人日本観光研究学会 謝金規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本観光研究学会（以下、「本学会」という）の謝金の支払に関する事項を定める。

(対象)

第2条 本学会の会員以外の者を、謝金の支払対象とする。本学会会員は謝金の支払対象に含まれないものとする。

(謝金の額)

第3条 謝金の額は、原則として20,000円を上限とし、この範囲内で1,000円単位で設定することができるものとする。

2 謝金の額が20,000円を超える場合、理事会で審議に諮り、承認を得なければならない。

(支払方法)

第4条 謝金は支払対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法、または他の方法により支払うことができる。

- 2 謝金の支払にあたっては、受取人より、領収書を受け取る必要がある。領収書は、宛名「(一社)日本観光研究学会」とし、受取人の住所・氏名を受取人自筆により記載する。
- 3 個人に謝金を支払う場合は、本会は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を受取人に支払う。
- 4 法人に謝金を支払う場合は、源泉徴収は行わない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2025年3月28日 謝金規程 施行